

確定申告を忘れないで！

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税額等を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

確定申告に関することについては、お近くの税務署にお問い合わせください。
国税庁ホームページ（外部リンク）では、確定申告に関する情報をご覧いただけます。

確定申告が必要となる方

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方や年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。
※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

確定申告をすることができる方

確定申告が必要でない場合でも、次のいずれかにあてはまる方などで、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が納め過ぎとなっているような方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます（還付申告）。

- * 社会保険料控除、生命保険料控除などを受けられる場合
- * 災害などの損失について雑損控除を受けられる場合
- * 医療費に係る医療費控除を受けられる場合
- * 扶養親族等申告書を提出していない場合
- * 扶養親族等申告書を提出した後において扶養親族等が増加した場合

確定申告書の提出期限

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成28年2月16日（火曜）から同年3月15日（火曜）までです。（還付申告の方は、平成28年2月15日（月曜）以前でも申告書を提出することができます。ただし、税務署の閉庁日（土曜・日曜・祝日等）は、税務署では相談および申告書の受付は行なっておりません。）確定申告書の提出先は、年金受給者の住所地を管轄する税務署です。

なお、確定申告には、源泉徴収票の添付が必要となります。

源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）の算出方

法

「源泉徴収税額」欄の金額は、各支払期における源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）を積算したものです。各期の源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）の算出方法は次のとおりです。

年金から特別徴収された社会保険料がある場合、その金額は、社会保険料控除として税

金の控除対象とされています。

「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料および国民健康保険料（または後期高齢者医療保険料）の合計額です。

1. 扶養親族等申告書（以下、「申告書」といいます。）が提出されている場合

（2に該当する場合を除きます。）（「第1号適用分」欄に記載）

源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）
=（年金支給額 - 社会保険料 - 各種控除額）× 5.105%（合計税率）

2. 退職共済年金の受給権者で、65歳以上の方が申告書を提出した場合（「第

2号適用分」欄に記載）

源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）
= {退職共済年金の年金支給額 - 社会保険料 - (各種控除額 - 政令で定める一定の額)} × 5.105%（合計税率）

※政令で定める一定の額とは、47,500円にその年金支給額の計算の基礎となった月数を乗じて計算した額です。

3. 申告書を提出していない場合（「第4号適用分」欄に記載）

源泉徴収税額（所得税額および復興特別所得税額の合計）
= {年金支給額 - 社会保険料 - (年金支給額 - 社会保険料) × 25%} × 10.21%（合計税率）

※平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成23年12月2日に、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律117号）」が公布され、復興特別所得税が創設されました。

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。

復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。合計税率は次の計算で求めることになります。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} (\%) \times 102.1\%$$

【参考】所得税率に応じた合計税率

	扶養親族等申告書の提出有り	扶養親族等申告書の提出無し
所得税率 (%)	5	10
合計税率 (%)	5.105	10.21

各種控除額一覧

対象	控除の種類	月割控除額(1か月あたり)
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控除対象配偶者が いる場合	配偶者控除 又は 老人控除対象 配偶者相当	32,500円
		40,000円
控除対象扶養親族が いる場合 (16歳以上)	扶養控除 又は	32,500円×人数
	特定扶養親族控除 又は	52,500円×人数
	老人扶養親族控除	40,000円×人数
受給者本人、控除対象 配偶者、扶養親族が障 害者の場合	普通障害者控除 又は	22,500円×人数
	特別障害者控除 又は	35,000円×人数
	同居特別障害者控除	62,500円×人数
受給者本人が寡婦、特 別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除 又は	22,500円
	特別寡婦控除 又は	30,000円
	寡夫控除	22,500円

(年齢は、平成27年12月31日時点で判

(日本年金機構のHPから)